1. 質問

(3) 資料「大府横根平子地区のまちづくりについて」に関する質問 の続き

※→下線部分は、回答を受けて考えた、私たちの会の意見です。

暫定用途地域って?

土地区画整理事業等が完成するまでの間、 暫定的に用途制限をかける地域のことです。

③地区計画(案)に関する質問

・B地区、D地区は区画整理地区外にも拘わらず、なぜ「地区計画」を決めるのですか。 「地区計画」を必要としている住民がいるのですか。

大府市としては地域を良くしたいからです (暫定用途地域になっているため)。

→必要という地域住民の声は聞いていません。

・「地区計画 | を決定する際、対象地域住民の何割の 同意が必要ですか。

基準も同意の必要もありません。ただ無理やりは 考えていません。都市計画審議会で決定します。 B地区、D地区は計画案では 主に区画整理区域に隣接 する地域です。 宅地も含まれています。

・「地区計画で定められること」に「②当該地区の計画の目標」 とありますが、この「地区計画(案)」の目標はどこに書かれていますか。

市としては、良好で「快適な住環境」の向上を目指します。 無秩序な建て方や住環境の悪化を防止し、秩序ある市街化を計画的に誘導し、 良好な市街地を形成します。 ※「快適な住環境」とは、ゆとりある空間のことです。

→この地区としての目標を、もっと具体的に伝えてください。

④(表)建築物の用途規制について

・現在、この地区は「暫定用途地域」となっていますが、変更されているのはなぜですか。



用途地域について詳しくは、

通信17号もご覧ください!

昭和61年に区画整理事業を進めるために変更しました。

・B地区が「第一種低層住居専用地域」から「第一種中高層住居専用地域」に変わるメリットは何ですか。 (建ぺい率30%、容積率50%のまま 建物の高さ10→12m、どちらも病院、大学、専門学校、神社、寺院、 教会の建造が可能です。)

あくまでも案です。

・「第一種中高層住居専用地域 | では公衆浴場、病院、大学、 専門学校が建設できるにも拘わらず、この「地区計画(案)」では認めないのはなぜですか。

住環境を守りたいからです。不特定多数の人が来るのは好ましくない。病院は診療所ならよいです。

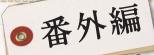
・「準住居地区」ではカラオケボックス、映画館、劇場、観覧場が 建設できるにも拘わらず、この「地区計画(案)」では 認めないのはなぜですか。

娯楽施設だからです。

・「準住居地区」で「危険性や環境悪化の恐れのある施設」、「石油類ガス等危険物の貯蔵処理施設 (量が非常に少ない施設)」をこの「地区計画(案)」では認めるのはなぜですか。

特に決まったものでもないです。バランスを考えて決めました。住民の方の意見はお聞きします。

2.要望



地区計画についての「質問と要望書」その回答

- (1) 説明会資料の地図、表や文字が非常に小さく、読み取り・理解が困難なため、下記5点について拡大し、 明瞭にしたものを全対象者に再配布してください。
 - ①「マスタープラン 土地利用計画図」②「大府市都市計画図」

HPで示すのでそちらをご覧ください。

③ 「用途地域種類図 | ④ 「用途地域内等の建築物の主な用途 制限の表 (5) 「地区計画で定められるまちづくりルール |

12日当日拡大図が配布されました。

- (2) 「(3) 今後のスケジュールについて」には、2022年頃「用途地域変更」「地区計画決定」とありますが、 具体的な手順や手続きが書かれていません。
- この説明会から2022年までのスケジュールを具体的にあげてください。 その中に住民の意見提出、話し合い、検討の時期などを明示してください。

名高の住民の方への説明会(3月9日)以降に考えます。 B·D地区に関しては個別に対応します。 (スケジュールに関する具体的な回答はありませんでした)

(3) [用途地域変更]、「地区計画」を判断する上で、「土地区画整理事業」の計画や「土地区画事業地区外へ の影響 | をB地区だけでなく、隣接する地域住民に対しても説明してください。

説明会の必要性は、区画整理組合に伝えてあります。 木の伐採の予定は業者未定なので、今のところ地域住民には知らせていません。

(4) 「用途変更(案)」ではC地区、D地区は「準住居地区」に変更されています。 これらの地区の前には公道や宅地があることも踏まえ、「用途地域変更」をただ機械的にはしないでください。 (準住居地区には、危険物等の倉庫が建つことへの不安、公道や通学路に面していることなど、 悪い住環境になることが懸念されます)

(具体的な回答はありませんでした)

計画の現状や、今後どう変わるのか? まずはみんなが知ることから始めたいね。

いかがでしたか?私たちの質問や市からの回答についておわかりになりましたか。 「まちづくりを考える会」では、今後、都市計画課に「わかりやすい説明」や「住民との意見交換」

の場を求めていきたいと思います。

市の担当の方は「わからないことや要望があれば、どなたでも都市計画課を訪ねてお聞きください」 とおっしゃっていました。

みなさんも「自分たちの住環境がどうなるのかイメージがつかない」「もっとこうしてほしい」「道路に ついて提案がある | など、少しでも疑問点などがあれば市役所都市計画課を訪ねてみてください。

そして私たちも、「住民の立場」で自分たちのまちを住みやすいまちにするために、 「地区計画 |が必要なのか、「用途変更 |が必要なのか、一緒に考えていきたいと思います。

問い合わせ先

0562 - 46 - 4380 http://yokonehirako.jimdo.com/

横根町平子 加納 0562-47-2595 横根平子のまちづくりを考える会

